2　認定市町村は、次の各号に掲げる規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域再生土地利用計画に当該各号に定める書類を添付してするものとする。

一　法第十七条の七第五項　次に掲げる書類

イ　整備誘導施設の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書

ロ　整備誘導施設及び当該整備誘導施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

ハ　整備誘導施設の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

ニ　整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面

ホ　その他参考となるべき書類

二　法第十七条の七第六項　次に掲げる書類

イ　開発行為を行う場合には、次に掲げる書類

(1)　開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）内の土地利用計画の概要及び当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設の整備に関する事項を記載した書面

(2)　開発区域の位置を表示した地形図

(3)　地形、開発区域の境界並びに開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示した現況図

(4)　開発区域の境界、公共施設の位置及びおおむねの形状並びに開発区域内において予定される整備誘導施設の用途の配分を表示した土地利用計画概要図

(5)　その他参考となるべき書類

ロ　建築行為等を行う場合には、次に掲げる書類

(1)　方位、建築行為等に係る整備誘導施設の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示した付近見取図

(2)　建築行為等に係る整備誘導施設の敷地の境界及び当該整備誘導施設の位置を表示した敷地現況図

(3)　その他参考となるべき書類

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の七第四項第二号、第十七条の八第一項及び第三項並びに地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）第十一条第三号及び第十二条第二号ハの規定に基づき、国土交通省関係地域再生法施行規則を次のように定める。

平成二十七年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係地域再生法施行規則

（法第十七条の七第四項第二号の国土交通省令で定めるもの）

第一条　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の七第四項第二号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。）以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地の配置及び規模

二　建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物（以下「建築物等」という。）の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。次条第二項第四号ロにおいて同じ。）の最低限度又は垣若しくは柵の構造の制限

三　現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項

（建築等の届出）

第二条　法第十七条の八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

一　法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為のうち、開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）を行う場合　別記様式第一

二　法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為のうち、地域再生土地利用計画（法第十七条の七第一項に規定する地域再生土地利用計画をいう。以下同じ。）に記載された法第十七条の七第三項第二号の誘導施設（以下この条において単に「誘導施設」という。）を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合　別記様式第二

三　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為を行う場合　別記様式第三

2　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為のうち、開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ　当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ　設計図で縮尺百分の一以上のもの

二　法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為のうち、誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ　敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ　建築物の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの

三　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為のうち、土地の区画形質の変更を行う場合にあっては、第一号イ及びロに掲げる図面

四　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為のうち、建築物の建築、工作物（建築物を除く。以下この条において同じ。）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ　敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ　都市緑地法第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（地域再生土地利用計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの

ハ　二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図（建築物である場合に限る。）で縮尺五十分の一以上のもの